

岐阜県公報

第 四 百 十 一 号
令 和 五 年 七 月 七 日
(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則の一部を改正する規則

(脱炭素社会推進課) 三〇五ページ

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(森林保全課) 三〇六

道路の区域変更

(道路維持課) 三〇七

道路の供用開始

(同) 三〇八

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 三〇八

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 三〇九

公 示

落札者等に関する公示

(情報システム課) 三一一

落札者等に関する公示

(図書館) 三一一

規 則

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十号

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則(平成二十一年岐阜県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に、「他人から供給された熱及び電気」を「使用した熱(前年度において他人から供給された熱以外の熱にあつては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第一条に規定する熱を除き、地熱、太陽熱及び雪又は氷を熱源とする熱のうち、給湯、暖房、冷房その他の発電以外の用途に利用するための施設又は設備を介したものであつてはその熱量を測定できるものに限る。)及び電気(前年度において他人から供給された電気以外の電気にあつては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を交換して得られる動力を交換して得られる電気を除く。)」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第五条第一号の規定は、提出期限が令和六年七月末日後の温室効果ガス排出削減計画書（岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成二十一年岐阜県条例第二十一号）第十三条第一項に規定する温室効果ガス排出削減計画書をいう。以下同じ。）を知事に提出する特定事業者について適用し、提出期限が同日以前の温室効果ガス排出削減計画書を知事に提出する特定事業者については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第五条第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」とあるのは、「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和五年経済産業省令第十一号）第一条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」と読み替えるものとする。

告 示

岐阜県告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
関市富之保字岩下山二四二九
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩下山二四二九（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
瑞浪市稲津町小里字ノガ坂四四の三六（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字長根三六七九の二、三六八〇、三六八一の一、字板取久保三七九〇、三七九一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬字中ノ谷二四九八の一・二五二七（以上二筆について次の

図に示す部分に限る。）、二四九九の二の一から二四九九の二の三まで、二五一八の一、二五一八の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中ノ谷二五二七・二五一八の一・二五一八の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二四九八の一、二四九九の二の一から二四九九の二の三まで
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年七月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考

不破郡垂井町表佐津丸 二六五二番地先から 同 郡同 町同 字同 二六四六番地先まで	
後	前
一六丁 一九八	一三丁 一七三
四五	四五

岐阜県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年七月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

安八郡輪之内町楡俣字郷蔵下 一二五六番二地先から 同 郡同 町同 字同 一一八四番一地先まで	道路の種 路線名 区 間 延 ル メ ー ト 長 の 期 日 備 考 決 定 又 は 変 更 の 告 白 日 期 示 示 日 期 考 考
二六九七 令和 五・七・七 令和 四・二・二六	供用開始 日 期 考 考

岐阜県告示第二百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下有知2	関市下有知	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関ノ上1	関市関ノ上1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関ノ上2	関市関ノ上1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関ノ上3	関市関ノ上2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関ノ上4	関市関ノ上2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下有知8	関市下有知	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神野10	関市大字神野字法坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神野11	関市大字神野字法坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西神野5	関市大字西神野字薬師	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志津野12	関市大字志津野字外平前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志津野13	関市大字志津野字乗兼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大野3	関市大字上大野字宮ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
植野1	関市植野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塔ノ洞4	関市大字塔ノ洞字向山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東山4	関市東山4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小瀬4	関市大字小瀬字二ツ岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉知9	関市倉知	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
肥田瀬2	関市大字肥田瀬字北田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉知11	関市倉知	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉知12	関市倉知	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉知13	関市倉知	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小迫間1	関市小迫間	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塔ノ洞5	関市大字塔ノ洞字東之谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

肥田瀬1	関市大字肥田瀬字上屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野10	関市大字小野字徳岸寺洞口	次の図のとおり	土石流
西神野6	関市大字西神野字作洞	次の図のとおり	土石流
西神野7	関市大字西神野字大洞	次の図のとおり	土石流
西神野8	関市大字西神野字八神上	次の図のとおり	土石流
西神野9	関市大字西神野字茶屋前	次の図のとおり	土石流
小野11	関市大字小野字小野下	次の図のとおり	土石流
神野12	関市大字神野字迎イ畑	次の図のとおり	土石流
神野13	関市大字神野字岩谷	次の図のとおり	土石流
志津野14	関市大字志津野字上前田	次の図のとおり	土石流
小野12	関市大字小野字西八岡	次の図のとおり	土石流
小野13	関市大字小野字イヤ洞口	次の図のとおり	土石流
志津野15	関市大字志津野字通洞	次の図のとおり	土石流
西神野10	関市大字西神野字道下	次の図のとおり	土石流
西神野11	関市大字西神野字舟戸	次の図のとおり	土石流
西神野12	関市大字西神野字栃洞	次の図のとおり	土石流
西神野13	関市大字西神野字抜釜	次の図のとおり	土石流
志津野11	関市大字志津野字古ノ洞口	次の図のとおり	土石流
神野15	関市大字神野字正洞	次の図のとおり	土石流
神野16	関市大字神野字下堤洞	次の図のとおり	土石流
千疋4	関市千疋	次の図のとおり	土石流
倉知14	関市倉知	次の図のとおり	土石流
稲口6	関市稲口	次の図のとおり	土石流
稲口7	関市稲口	次の図のとおり	土石流
倉知17	関市倉知	次の図のとおり	土石流
小迫間2	関市小迫間	次の図のとおり	土石流

迫間7	関市迫間	次の図のとおり	土石流
迫間8	関市迫間	次の図のとおり	土石流
迫間9	関市迫間	次の図のとおり	土石流
迫間10	関市迫間	次の図のとおり	土石流
西神野14	関市大字西神野字大洞	次の図のとおり	土石流
小野14	関市大字小野字小野下	次の図のとおり	土石流
小野15	関市大字小野字西八岡	次の図のとおり	土石流
西神野15	関市大字西神野字尾崎	次の図のとおり	土石流
西神野16	関市大字西神野字善治前	次の図のとおり	土石流
小野16	関市大字小野字西洞	次の図のとおり	土石流
志津野16	関市大字志津野字上前田	次の図のとおり	土石流
志津野17	関市大字志津野字通洞	次の図のとおり	土石流
迫間11	関市迫間	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------------------------------	---------------------

志津野 17	関市大字志津野字通洞	次の図のとおり	土石流
迫間 11	関市迫間	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年七月十七日

岐阜県図書 中 田 謙

- 1 調達物品等の名称及び数量 ノート型パーソナルコンピュータ 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和5年3月10日
- 4 落札者を決定した日 令和5年4月20日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
株式会社大塚商会中部支店
支店長 猪岡 義昭
- 6 落札金額 283,635,220円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部デジタル推進局情報システム課
係
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年七月十七日

岐阜県図書 中 田 謙

- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県図書館で使用する電気（予定数量） 1,449,783kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和5年4月14日
- 4 落札者を決定した日 令和5年5月17日
- 5 落札者の住所及び氏名 多治見市下沢町三丁目35番地の1
株式会社エネフアクト
代表取締役 磯崎 顕三
- 6 落札金額 37,508,795円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県図書館総務課
(2) 所在地 岐阜市宇佐四丁目2番1号

令和五年七月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社